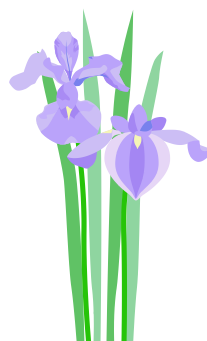


進路ニュース みらい 30号

広島市立広島特別支援学校 進路指導部 広報係

高等部保護者対象進路研修会(6月28日)について

進路指導部では、毎年『進路ガイダンス』を作成しております。これは、本校における進路指導の基本的な考え方や取り組み、昨年度の進路状況などを記載し、保護者・関係機関・団体等に本校の進路状況をより理解していただき連携を深めることを目的としています。今年度も、高等部の保護者を対象として、『進路ガイダンス』を資料に「高等部の進路指導について」の研修会を下記の通りに計画いたしました。また、小・中学部の保護者の皆様には、同様にガイダンスを配布いたしますので、何かお気づきの点や不明瞭なところがありましたら進路指導部までご連絡いただければ幸いです。



1. 日時 平成19年6月28日(木) 10:30~12:00
2. 場所 3階作業室
3. 内容 「高等部の進路指導について」～『進路ガイダンス』を資料として～
ご来校の折は、公共の交通機関をご利用ください。

高等部3年生職場実習始まる

校名が広島市立広島特別支援学校と改名され、本年度49名でスタートしました。昨年度、いろいろな課題を含みながら、障害者自立支援法が施行され各施設・作業所が大きく変革しようとしています。その中で生徒たちは、卒業後の進路決定に向けて職場実習に入りました。企業・施設・小規模作業所・デイサービスなど、自分を生かせる場をさがす大きな取り組みのスタートです。現在、実習が終わってホッとしている生徒、今まさに実習中の生徒、これから実習に出る生徒、表情は様々ですが、クラス・学年みんなが応援しています。決して1人じゃないことを心にとめ、このとてつもなく高い山をのり超えて欲しいと思います。

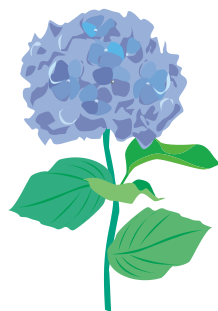
紙袋のひも通しをしています。



高等部2年生の進路について

高等部2年生では、2学期の職場体験実習に向けて準備を進めています。1年生の時には「自分を知る」をテーマに、仕事や余暇活動などの学校以外の生活についての知識を深めたり、校内での実習に取り組んだりしました。2年生では「社会へチャレンジ」をテーマに掲げ、実際に社会参加を通して自分の進路について考えます。

9月上旬から11月上旬にかけて、会社・施設・作業所・デイサービスなどでそれぞれが体験実習を行います。慣れない環境の中で、戸惑いも多いと思いますが、自分を発揮して一步一步ステップアップしてくれることを期待しています。



高等部1年生の取り組み

1年生の進路のテーマは「自分について知る」です。進路学習、職場見学、校内実習などを通して自分の進路について考えていきます。

1学期は、進路学習のテーマや年間の取り組みを確認し、仕事について考える学習をします。2学期は、職場体験実習を終えた2年生から校外で実習した話を聞き、実際に作業所や施設などで仕事（活動）をしているところを見学します。3学期の校内実習では、5日間同じ仕事（活動）を継続し取り組みます。また、卒業前の3年生から進路決定についての話も聞きます。

これらの学習を通して「得意なこと」「苦手なこと」など自分について知り、今後がんばっていく目標を見つけてほしいと思います。

中学部の作業学習、今年度もがんばってます！

中学部では、先日、保護者の方を対象に第1次の進路希望調査を行いました。ほとんどの方に提出をしていただいておりますが、現在のところ、全員が本校高等部への進学を希望されています。

中学部でも高等部同様に、将来の社会参加と自立をめざし、具体的には学校教育終了後の職業生活や社会自立のための生活する力を高めるよう、作業学習に取り組んでいます。中学部の作業種目は、昨年度より園芸、陶芸、手工、クッキング、1クラフトの5種目となり、3学年による縦割りのグループ(9名~14名編成 計62名)で実施しています。

どの生徒たちもそれぞれの力に応じ、できる活動領域を広げて、働く喜びにつながる充実感と自信を持って欲しいと願っています。また、中学部ですので、まだ即、職業生活に結びつくという活動にはなりません。今後の高等部での実践につながり、ベースとなる力をこの時期にじっくりと培っていきたいと考えています。中学部、はりきっていますよ！

ひろしま市民と市政より

重度心身障害者の医療費介護保険の利用料を補助します

市内在住の健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する人
身体障害者手帳1～3級を持っている
療育手帳の、A、AまたはBを持っている
身体障害者手帳または療育手帳の所持者で国民年金法による障害の程度が1級である。そのほかに所得要件があります。

【補助内容】

医療費 / 保険診療の自己負担分（入院時の食事代や居住費は除く）。
介護保険の利用料 / 次の介護予防を含むサービス利用の自己負担分（他の制度で助成される額は除く）

訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導

通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く）

介護療養型医療施設への入院

は、身体障害者手帳か療育手帳、健康保険証、印鑑などを持って区厚生部保健福祉課へ。は、1の手続きの上、サービスを受けるときに所定の申請書を使用している事業者へ。申請書は同課で

中区 504-2588 東区 568-7734 南区 250-4132 西区 294-6346 安芸区 821-2813

心身障害者福祉センター 書道・写真コンテスト作品募集

市内に在住か通勤・通学している、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持つか同程度の障害のある人

書道

【部門 / 規格】毛筆 / 半紙サイズ。硬筆 / A4版。未発表作品を1人1点

写真

【区分 / 規格】カラーまたは白黒プリント / 4つ切り。デジタル / A4版。未発表作品を1人2点まで

ともに表装などをしていないもの

【 】所定の申込書と作品を、6月30日(土)(必着)までに、心身障害者福祉センターへ。申込書は、同センター、区厚生部保健福祉課で。著作権は主催者に帰属します。入賞者には記念品

同センター(261-2333、FAX261-7789) 休水曜日

障害者への自立支援医療費(精神通院医療)の更新をお忘れなく

自立支援医療費(精神通院医療)の受給期間は1年以内となっているため、受給者証に記載された有効期限が切れる前に、主治医にご相談のうえ、再認定の申請を忘れずに行ってください。有効期限が切れると保険適用後の医療費は自己負担となります。再認定の申請は有効期限の3カ月前からできます。

【申請書類】申請書、診断書兼意見書、本人と被保険者の氏名が記載された健康保険証の写しを持って、お住まいの区の厚生部保健福祉課へ。所得確認のための書類が必要な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください

区厚生部保健福祉課

中区 504-2109 東区 568-7735 南区 250-4133 西区 294-6384 安芸区 821-2820

障害者の運転免許取得費用の助成対象が拡大されました

4月から、精神障害者も対象になりました。

【助成内容】運転免許取得費用の3分の2(上限10万円)

精神障害者保健福祉手帳、自動車運転免許証、印鑑、通帳、運転免許取得費用を証明する書類を持って、区厚生部保健福祉課へ

障害者向けパソコン講習

市内に在住か通勤・通学の障害者。介助者の同伴は1人可

視覚障害者向け(弱視) 日7月の金曜日。全4回

場 心身障害者福祉センター(東区光町二丁目)

上肢障害者向け 日7月の木曜日。全4回

場 五日市公民館(佐伯区新宮苑)

知的障害者向け 日7月の月曜日(16日を除く)。全4回

場 心身障害者福祉センター

【～の時間】午後1時～5時

【～申込締切】6月25日(月)までに、

情報シンフォニー(502-6112、FAX502-6097)へ。先着各5人